

中山間地域等直接支払交付金 制度（第6期対策）説明会

令和7年5月16日 北別館第1会議室

中山間地域等直接支払交付金制度の概要

1 中山間地域等直接支払交付金制度とは

生産条件が不利な地域において、農業生産活動を継続するため5年以上農業を続ける農業者の方々に対して支援を行う制度

2 対象農地

農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内及び
地域計画区域内（農業経営基盤強化促進法に定める地域計画区域）に存する一団の農用地

地目	定義
田	たん水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地
畑	田以外の農地で草地を除く畑とし、樹園地を含むもの
草地	牧草の栽培を専用とする畑で、播種後経過年数（おおむね7年未満）と牧草の生産力から判断して、農地とみなしうる程度のもの
採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15° 以上）	11,500
	緩傾斜（8° 以上）	3,500
草 地	急傾斜（15° 以上）	10,500
	緩傾斜（8° 以上）	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜（15° 以上）	1,000
	緩傾斜（8° 以上）	300

第5期から第6期への変更点

第5期対策	第6期対策
①交付対象農用地 農用地区域内に存する生産条件が不利な1ha以上の一団の農用地 ②体制整備単価 集落戦略の作成 ③加算制度 1) 棚田地域振興活動加算 2) 超急傾斜農地保全管理加算 3) 集落協定広域化加算 4) 集落機能強化加算 5) 生産性向上加算 ④（新設）	①交付対象農用地 農用地区域内<u>及び地域計画区域内</u>に存する生産条件が不利な1ha以上の一団の農用地 ②体制整備単価 <u>ネットワーク化活動計画</u>の作成 ③加算制度 1) 棚田地域振興活動加算 2) 超急傾斜農地保全管理加算 3) <u>ネットワーク化加算</u> 4) <u>スマート農業加算</u> ④<u>みどりチェック</u> <u>農林水産省の全ての補助事業等においてチェックシート方式により、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化</u>

体制整備単価（ネットワーク化活動計画）【パンフP4～14】

1 ネットワーク化活動計画とは

集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2 ネットワーク化活動計画の作成

ネットワーク化活動計画は、協定期間中（令和11年度まで）に作成を完了しなければならない。

協定書で作成に位置付けた場合、未作成でも毎年総会で話し合うこと。



【地図等を見ながらの話し合い】

ネットワーク化した協定の活動例

○事務の一元化の例

共同事務局を設置し、各協定が行う事務（実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等）を一括して行う。

○草刈り等作業の共同化の例

集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした草刈隊を結成。人員が不足するところに草刈隊を派遣して草刈を実施する。

○機械・施設の利用の共同化の例

それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。より広範囲の機械の共有により機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業の更なる効率化を図る。

○農作業の共同化の例

担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や基幹作業などを請け負い、ネットワーク化した集落協定内の営農を支える仕組みを構築する。



草刈隊の取組



ドローンの共同化



共同取組活動による農作業

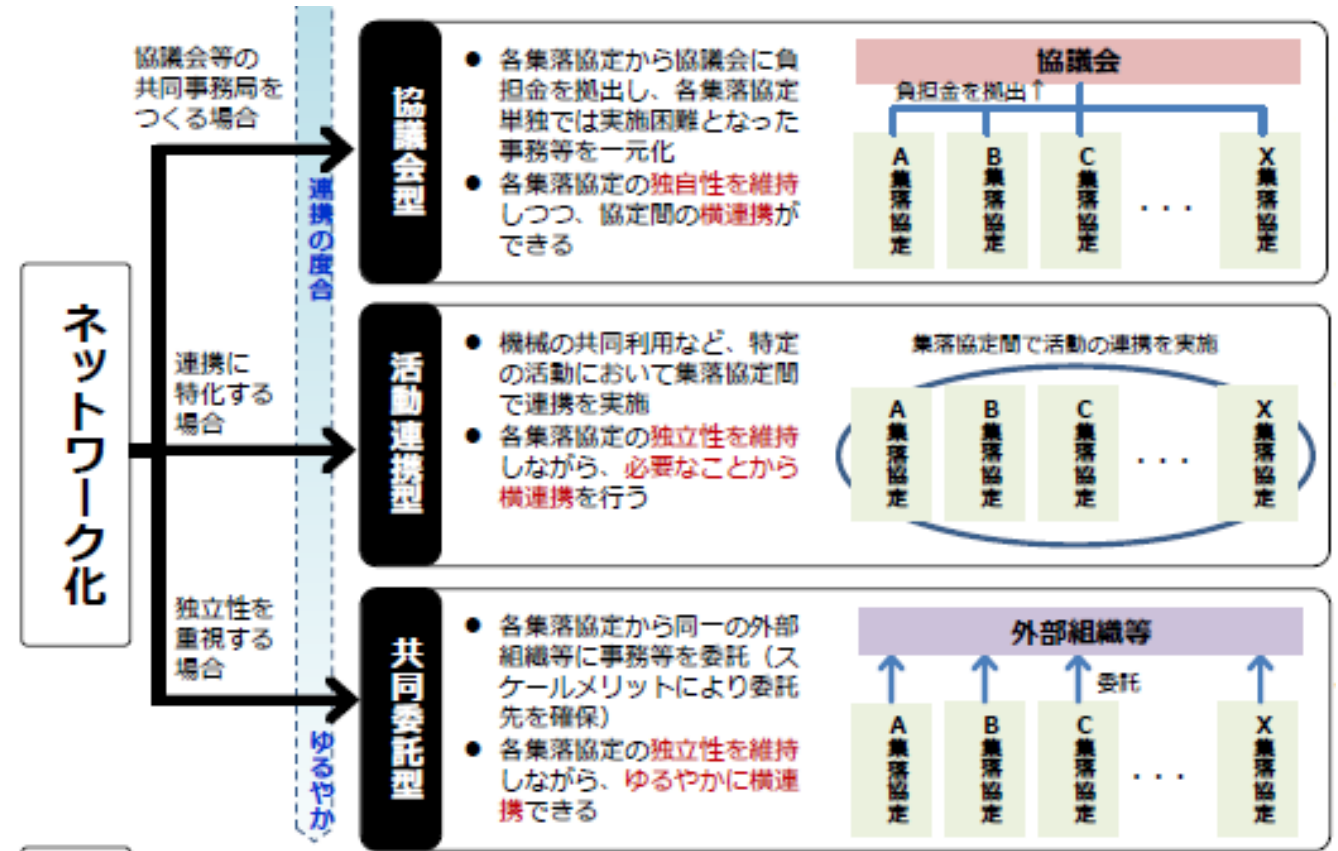
体制整備単価（ネットワーク化活動計画） 【パンフP4～14】

1 ネットワーク化

・新たにネットワーク化を行い
10ha以上のネットワークを形成する集落協定

・既に**10ha以上**のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定

※旧集落は残る



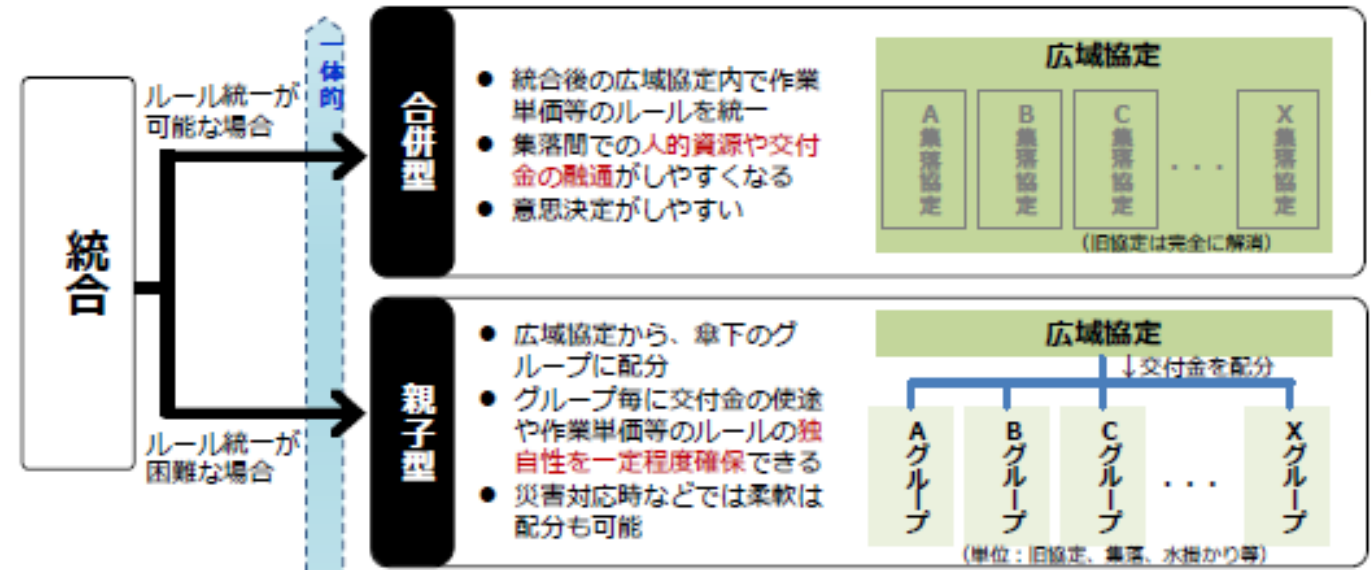
体制整備単価（ネットワーク化活動計画） 【パンフP4～14】

2 統合

・新たに統合を行い**10ha以上**の集落協定を形成する集落協定

・既に**10ha以上**の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定

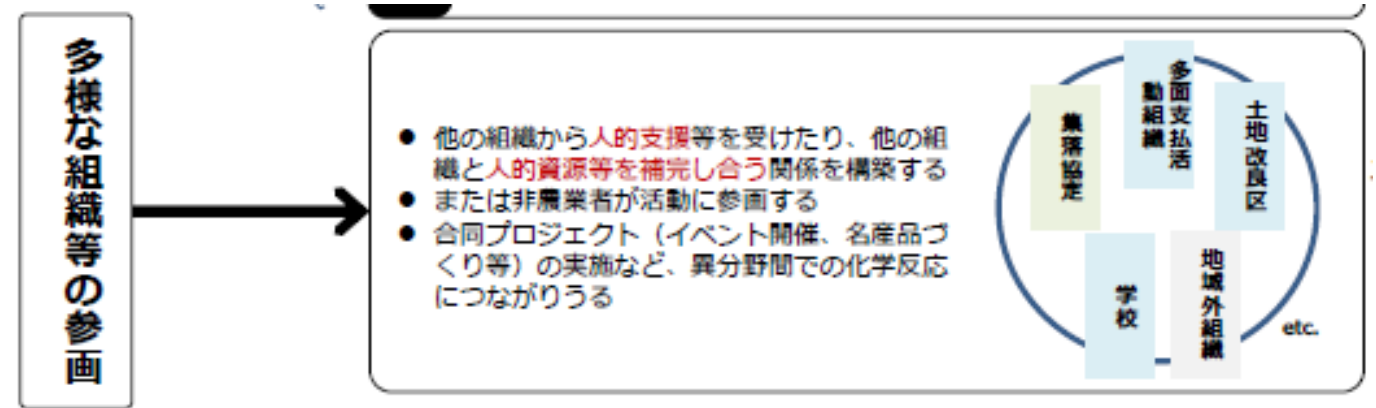
※旧集落は無くなる



3 多様な組織等の参画

- ・ 1 組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定

※計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織、又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画していること



非農業者団体・・・土地改良区や多面的機能支払活動組織 等

非農業者・・・土地持ち非農家、農業所得がない人 等

新設された加算措置【パンフP17】

1 ネットワーク化加算

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：①又は②の集落協定農用地

- ① 20ha以上のネットワーク化（協議会等を設置する場合に限る）又は20ha以上の統合を行った協定
- ② 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、新たに参画する組織を含めて2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する協定（同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）

単 価：10,000円/10a（～5ha部分）
4,000円/10a（5～10ha部分）
1,000円/10a（10～40ha部分）
（地目にかかわらず）

上限額：100万円/年度

※統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定

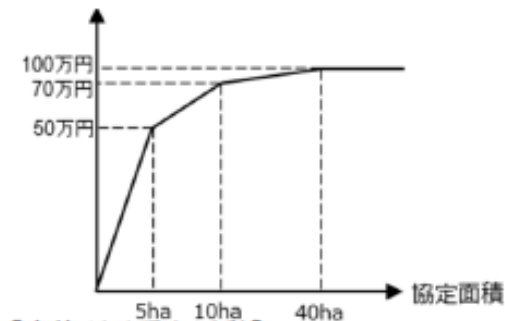
取組期間：1～5年

目標設定：定量的な目標を1つ以上定める。

目標設定例：

- ・ 高収益作物の作付面積を現状の○haから△haまで増加させる。
- ・ 機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の○%で機械利用の共同化を行う。
- ・ 加工品の開発、販売を行い、販売額を○円から△円に増加させる。
- ・ 生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を○名確保する。
- ・ ○○○の営農ボランティアを現状の△名から□名に増員する。
- ・ 農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を○人から△人に増加させる。

○協定面積と加算額のイメージ図



【実施が必要な活動】

- 主導的な役割を担う人材（地域内の組織が行う活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者）の確保
- 設定した目標達成に向けた農業生産活動等の継続のための取組（担い手等の人材確保、草刈等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化 など）

新設された加算措置【パンフP17】

2 スマート農業加算

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：5,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：定量的な目標を1つ以上定める。

目標設定例：

- ・ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割減少させる（農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる）。
- ・リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間／日だけ減少させる（リモコン式自走草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる）。

【対象活動の例】

- リモコン式自走草刈機による除草
- ドローンによる播種・防除・農薬散布
- 水管理システムや自動鳥獣捕獲機の導入 など



自走式草刈機の導入 ドローンによる防除作業

みどりチェック【パンフP22】

1 みどりチェックとは

農林水産省の全ての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化し実施するもの

2 作成手順

【認定申請時（令和7年度）】

判断基準を基に、該当があれば「申請時」にチェック
該当しなければ（該当しない）にチェック

【最終年度（令和11年度）】

判断基準を基に、申請時選択した項目の「報告時」にチェック

※毎年総会において、取り組み内容に関して合意を得たことが分かるように議事録を作成

【集落協定向け】

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	☐	※集落協定として農産物生産を行う場合 肥料の適正な保管（該当しない ☐ ）	☐	⑧	☐	共同取組活動を行う場合には、 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
②	☐	※集落協定として農産物生産を行う場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める （該当しない ☐ ）	☐		申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑨	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合農薬の適正な使用・保管 （該当しない ☐ ）	☐
③	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合農薬の適正な使用・保管 （該当しない ☐ ）	☐	⑩	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合農薬の使用状況等の記録・保存 （該当しない ☐ ）	☐
④	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合農薬の使用状況等の記録・保存 （該当しない ☐ ）	☐	⑪	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める （該当しない ☐ ）	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)		申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑤	☐	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 農機等の燃料の使用状況の記録・保存に努める（該当しない ☐ ）	☐	⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解し、適切な事業実施に努める	☐
⑥	☐	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める （該当しない ☐ ）	☐	⑬	☐	関係法令の遵守	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める （該当しない ☐ ）	☐
⑦	☐	共同取組活動を行う場合には、 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐	⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

協定書の記載方法

1 集落マスタープラン

第4 集落マスタープラン（必須事項）

1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

	目指すべき将来像
☐	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
☐	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
	④その他（自由記載） 例）農業生産活動の継続に向けた集落機能強化

注）④を選択する場合は将来像を記載。

本制度に取り組むことにより、概ね10～15年後を見越し、
集落として目指すべき将来像を記載して下さい。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。
た、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

活動方策	活動計画（目標）
☐ 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	○○○○○○○
高付加価値型農業	
農業生産条件の強化	
☐ 担い手への農地集積	○○○○○○○
担い手への農作業の委託	
新規就農者等による農業生産	1の将来像を実現するために具体的に取り組む活動の内容及びその達成目標を記載して下さい。
地場産農産物等の加工・販売	
消費・出資の呼び込み	
共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
その他（自由記載） 例）地域運営組織と連携した集落機能強化	（自由記載） ○○○○○○○

注）体制整備単価の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

目標も記入



協定書の記載方法

2 活動項目

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

☒ 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。

該当	具体的に取る行為
☐	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧や畜産的利用を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
☐	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑦協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

維持・管理等の活動対象施設（水路等）が多面的機能支払交付金の活動計画に定める施設と同じであれば、チェック欄に「レ」を付し、2項目以上選択して下さい

【2項目以上選択】

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該当	具体的に取る行為
☐	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
	⑩その他（ ）

【1項目以上選択】

※実現可能なものを選択し、具体的な活動内容まで話し合っておくこと

協定書の記載方法

3 交付金の使用計画

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(7) 積立計画

	●年度	●年度	●年度		
積立予定額	100,000円	100,000円	100,000円		
積立累計額	100,000円	200,000円	300,000円		

積立については、積立予定額を協定期間内にどのような使途に充当するかを明らかにし、計画どおりに使用して下さい。

(イ) 取り崩し予定等

- 取り崩し予定年度：●年度（協定期間内）
- 取り崩し予定年度における積立累計額：300,000円
- 使途：畦塗り機購入に要する経費（具体的に記入）
（積立金に自己資金を加えて購入する予定）

積立する場合は、必ず使途を定め、その内容を適切に記載して下さい。

【積立金】

	項 目	交付金使途の内容(項目)	金 額
共同取組活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費	役員報酬	300,000円
		研修会等開催費	30,000円
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費	農産物等の販売促進関係費	20,000円
		都市住民との交流促進関係費	100,000円
		法人設立関係費	100,000円
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費	土地利用調整関係費	20,000円
		道・水路管理費	1,000,000円
		(うち道・水路整備費)	(700,000円)
		農地管理費	800,000円
		(うち農地整備費)	(500,000円)
共同取組活動	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	鳥獣害防止対策費	500,000円
		共同利用機械購入等費	500,000円
		共同利用施設整備等費	600,000円
		多面的機能増進活動費	30,000円
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	3のとおり	100,000円

【交付金の配分】

※個人配分と共同取組活動分の割合は自由に決めて良い

協定書の記載方法

4 農用地の内訳等

(別紙様式2)

1 農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画

- 注1) 「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限(当該年度の6月30日、令和7年度においては8月31日)までに協定農用地の存する市町村長に提出する。
- 注2) 「ネットワーク化活動計画」は、「農用地の内訳等」を含むものとし、ネットワーク化活動計画の作成後は、協定農用地の存する市町村長に提出するとともに、令和11年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。
- 注3) 「ネットワーク化活動計画」は、体制整備単価の場合に使用する。

農用地の内訳等																			
①現況								②基礎・体制整備単価		③農業生産活動等の体制整備の取組（ネットワーク化活動計画の作成）の有無					ネットワーク化活動計画を作成する				○
															ネットワーク化活動計画を作成しない				
										④加算の適用					⑤農用地の管理		⑥管理者		⑦個人配分を受ける所得超過者の引受地
地域区分	一団の農用地名	団地名	地番	地目	面積（㎡）	交付基準（傾斜等）	棚田地域振興農地のうち超急傾斜農地	10a当たりの単価（円）	交付額（円）	加算	棚田地域振興活動	管理超急傾斜農地保全	算ネットワ-ク化加	の集落過機能強化加算	スマート農業加算	農用地の現況	具体的な活動内容	管理者	
通常地域（8法内）	〇〇地区	A-1	123	田	●	急傾斜		21,000	●●				○		○	耕作	耕作	〇〇法人	○
通常地域（8法内）	〇〇地区	A-1	124	田	●	急傾斜		21,000	●●				○		○	荒廃農地	復旧	〇〇〇〇	
通常地域（8法内）	〇〇地区	A-2	125	田	●	緩傾斜		8,000	●●				○		○	耕作	耕作	〇〇〇〇	
通常地域（8法内）	〇〇地区	A-2	126	田	●	緩傾斜		8,000	●●				○		○	維持管理農用地	維持管理	〇〇〇〇	
通常地域（8法内）	〇〇地区	A-2	126	田	●	緩傾斜		8,000	●●				○		○	土地改良適年施行農用地	土地改良	〇〇〇〇	
通常地域（8法内）	□□地区	B-1	127	畑	●	急傾斜		11,500	●●				○		○	耕作	耕作	〇〇法人	
通常地域（8法内）	□□地区	B-1	128	畑	●	急傾斜		11,500	●●				○		○	荒廃農地	復旧	〇〇〇〇	
通常地域（8法内）	□□地区	B-2	129	畑	●	緩傾斜		3,500	●●				○		○	被災地	復旧	〇〇〇〇	
通常地域（8法内）	□□地区	B-2	130	畑	●	協定に含めない管理すべき荒廃農地		—	—							荒廃農地	草刈り、防虫	〇〇〇〇	

記載欄の幅や大きさは自由に変更いただくかまいません。また、必要な場合は行や列の追加も自由 to 実施してください。

【注意点】

多様な組織等の参画を選択する場合、ここに○を付けた年度に活動計画書を作成・提出

ネットワーク化活動計画書の記載方法

1 ネットワーク化活動計画書（10割交付を希望する集落）

1-3. 体制整備のために行おうとする取組

該当 ^{注1)}	取組	対象協定	要記載項目
○	①ネットワーク化 ^{注2)}	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定	2-1～7
		新たにネットワーク化を行う予定はないが、すでに10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	
○	②統合 ^{注3)}	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定	3-1～5
		新たに統合を行う予定はないが、すでに10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	3-2、 3-6～7
○	③多様な組織等の参画 ^{注4)}	1組織以上の農業者団体以外の組織または構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定	4-1～3

1項目以上を選択

【①②を選択】
第6期中に提出

【③を選択】
協定書に位置付けた年度に活動計画書を作成・提出

注1) 該当する取組を全て選択すること。

注2) 「ネットワーク化」とは、他の集落協定と活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、すでに10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可とする。

交付金の返還【パンフP20～21】

1 交付金の返還について

第6期の協定で定めた農地の農業生産活動が行われなくなった場合、原則認定年度に遡って該当農地分の交付金を返還

2 返還の免除

交付金の返還を免除する場合

次のいずれかに該当する場合は、交付金の返還が免除されます。
(その場合、当該年度以降の交付金の交付は行いません。)

- 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- 自然災害の場合※
- 農業者等が農業用施設を建設する場合
- 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設、又は、整備誘導施設の用地とする場合

等

※災害から復旧する計画を作成いただいた場合、交付金が引き続き交付されます。

詳細やご不明な点については、市町村にご相談下さい。

※最初から年度途中でやめる予定で申請しないように。

提出書類

1 認定申請の事前確認【7/31✕】

- ①協定書 ②みどりチェックシート

2 認定申請【8/29✕】

- ①協定書 ②みどりチェックシート ③総会議事録

- ・10割を希望する集落
ネットワーク化、統合を選択・・第6期中にネットワーク化活動計画書を提出
多様な組織等の参画を選択・・協定書に位置付けた時点でネットワーク化活動計画書を提出

【令和7年度の実績報告について】

令和7年度から参考様式を作成しHPに掲載予定

〈提出書類〉

- ①実績報告書（鑑） ②金銭出納簿 ③通帳写し ④個人配分領収書（印鑑）
⑤共同取組活動分明細書兼領収書（印鑑） ⑥その他購入品等領収書 ⑦活動記録簿（写真）
⑧総会議事録（写真） ⑨規約 ⑩積立・繰越理由書✕ ⑪機械等利用簿✕ ⑫共有資産管理台帳✕
⑬機械等利用管理規定✕
- ✕は該当集落のみ

まとめ

1 農地の確認

- ・地目を「田・畑・樹園地」にする
- ・樹木が生えている農地や、かんがい機能や湛水機能がない「田」は「畑」にする

2 交付金の返還

農業生産活動が行われなくなった場合、原則認定年度に遡って該当農地分の交付金を返還
ただし、高齢化や病気等で脱退する場合、返還は免除
※最初から年度途中でやめる予定で申請しないように。

3 書類の提出

- ・認定申請事前確認【7/31✕】
①協定書 ②みどりチェックシート
- ・認定申請【8/29✕】
①協定書 ②みどりチェックシート ③総会議事録
- ・10割を希望する集落
ネットワーク化、統合を選択・・第6期中にネットワーク化活動計画書を提出
多様な組織等の参画を選択・・協定書に位置付けた時点でネットワーク化活動計画書を提出